

登別市高齢者等介護用品給付事業実施要綱

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第3項第2号の規定に基づき実施する登別市高齢者等介護用品給付事業は、在宅生活をしている要介護状態にある高齢者に対し、介護用品の購入に要する経費を給付することにより、身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護状態にある高齢者の在宅生活の継続及び質の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、登別市とする。

(給付対象者)

第3条 事業の給付対象者は、本市に居住し、市民税非課税世帯に属する者（本市の住民基本台帳の登録されている者に限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) おおむね65歳以上で在宅生活をしている者であって、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受け、要介護度が4又は5であるもの
 - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの
- 2 前項に規定する市民税の課税状況は、第6条の規定による給付の申請のあった月が4月から6月までの間は前年度の課税状況を、7月から翌3月までの間は当該年度の課税状況をもって判定するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの施設等に入院、入所又は居住している者は、給付対象者としなない。
- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所
 - (2) 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設
 - (3) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を提供する施設
 - (4) 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する施設
 - (5) 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
 - (6) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
 - (7) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - (8) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院

- (9) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
- (10) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム
- (11) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
- (12) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム
- (13) 生活保護法第38条第1項に規定する保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿泊提供施設）
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (15) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅
（給付対象介護用品及び給付額）

第4条 給付の対象となる介護用品及び給付額は、次のとおりとする。

- (1) 介護用品 紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭タオル、ドライシャンプー等
- (2) 給付額 給付対象者1人当たり年額75,000円（月額6,250円）を上限とする。

（給付の申請）

第5条 給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者等介護用品給付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）により、市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、1回につき3月分までとする。ただし、申請は、要介護認定の有効期間満了の日の属する月の分までしかできない。

（給付の決定）

第6条 市長は、前条の給付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは高齢者等介護用品給付決定通知書（別記様式第2号。以下「給付決定通知書」という。）により、適当でないと認めるときは高齢者等介護用品給付却下決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（介護用品給付券の交付）

第7条 市長は、給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）に対し、高齢者等介護用品給付券（別記様式第4号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

2 給付券は、申請書の提出があった日の属する月の分から交付するものとする。

3 給付券の交付枚数は、1月当たり1枚とし、給付決定通知書に記載した決定有効期間内の分を一括して交付するものとする。

（給付の実施）

第8条 給付決定者は、介護用品等の販売を業とする者（以下「業者」という。）に給付券を提出して、介護用品の給付を受けるものとする。

2 業者は、前項による給付を行った場合は、給付券に請求書を添えて市長に当該給付に要した費用を請求するものとする。

（給付要件の喪失）

第9条 給付決定者が、第3条に規定する要件に該当しなくなった場合は、給付対象者の資格を喪失する。

2 給付決定者が、前項の規定により給付対象者の資格を喪失した場合は、高齢者等介護用品給付要件喪失届出書（別記様式5号。以下「届出書」という。）に既に交付されている給付券を添えて市長に届け出なければならない。

（廃止の決定）

第10条 市長は、給付決定者が第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなった場合は、介護用品の給付を廃止するものとする。

2 市長は、届出書を受理した場合は、その内容を調査し、その結果を高齢者等介護用品給付廃止決定通知書（別記様式第6号）により届出者に通知するものとする。

3 市長は、届出書の提出がない場合であっても第9条第1項に規定する事項が確認できたときは、前項の通知を行うことができる。

4 前項の規定により廃止決定の通知を受けた者は、現に所持している給付券を速やかに市長に返還しなければならない。

（禁止行為及び返還）

第11条 給付決定者は、給付を受けた介護用品について、給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、介護用品の給付を廃止するとともに、介護用品の給付に要した費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 前項の規定に違反したとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったにも関わらず、第9条に規定する届出を行わず、介護用品の支給を受けたとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により給付券の交付を受けたとき。
(台帳の整備)

第12条 市長は、給付券の交付状況等を明らかにするために、高齢者等介護用品給付台帳（別記様式第7号）を整備しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則（平成19年告示第90号）

この告示は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成24年告示第62号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年告示第62号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第147号）

この告示は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第11号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

高齢者等介護用品給付申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 電話 _____

登別市高齢者等介護用品給付事業実施要綱第5条の規定により、介護用品（ 年 月～ 月分）の給付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、介護用品の給付の決定にあたり、私の介護保険情報及び世帯員の市民税課税状況を調査することに同意します。

記

給付対象者	氏名			生年月日																		
	住所			個人番号																		
	要介護度	4・5	介護認定期間	年 月 日～ 年 月 日																		
世帯の状況	氏名	給付対象者との続柄	生年月日	職業	個人番号																	
現在の介護の状況		入浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴清拭ともしていない 4 自分でできる						排泄	1 他人の介助を必要 2 便器（携帯用）使用 3 自分でできる												
給付を受けたい介護用品の名称																						
備考																						

【添付書類】

- ・給付を受けたい介護用品の見積書（3月分申請する場合は、1月分の見積書が3枚必要となります。）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

印

高齢者等介護用品給付決定通知書

年 月 日付で申請のありました介護用品の給付について、登別市高齢者等介護用品給付事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり給付することに決定しましたので通知します。

記

給付番号	第 号	決定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
給付対象者氏名		給付対象者住所	
介護用品名			

【注意事項】

- 1 介護用品の給付が決定された場合は、介護用品の給付が受けられる給付券を交付しますので、介護用品等の販売を業とする者に給付券を提出して、介護用品の給付を受けてください。
- 2 給付券の交付枚数は、1月当たり1枚（6,250円を上限）とし、この給付決定通知書に記載した決定有効期間内の分を一括して交付いたします。
- 3 この決定通知書の決定有効期間満了後に、引き続き介護用品の給付を希望される場合は、申請の手続をされますようお願いいたします。
- 4 給付対象者が、給付の要件に該当しなくなった場合は、喪失届の手続が必要となります。
- 5 給付を受けた介護用品について、給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません。
- 6 4の喪失届の手続を行わず介護用品の給付を受けた場合や5に違反した場合は、介護用品の給付を廃止するとともに、介護用品の給付に要した費用の全部又は一部の返還していただくことがあります。

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

印

高齢者等介護用品給付却下決定通知書

年 月 日付で申請のありました介護用品の給付について、登別市高齢者等介護用品給付事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり却下したので通知します。

記

却下の理由

()

教示

審査請求及び取消訴訟

この決定について不服のある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対し審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に登別市を被告として（訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- （1）審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問合せ先

登別市

住 所

登別市中央町6丁目11番地

電 話

別記様式第4号（第7条関係）

高齢者等介護用品給付券			
給付番号	第 号	給付券発行年月日	年 月 日
給付対象者氏名		生 年 月 日	年 月 日 歳
給付対象者住所			
介護者氏名			給付対象者との続柄
介護用品名	価 格	給付を受ける者又は 介護者が支払うべき額	給 付 額
	円	円	円
納入業者名			納 入 業 者 の 住 所
この券の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
<p>上記のとおり決定する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">登別市長 印</p>			
給付対象者 氏名受領印	印		
その他特記事項			

別記様式第5号（第9条関係）

高齢者等介護用品給付要件喪失届出書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

次のとおり、介護用品の給付要件に該当しなくなったので、登別市高齢者等介護用品給付事業実施要綱第9条の規定により、届け出ます。

記

給付対象者氏名	生 年 月 日	年 月 日 歳
給付対象者住所		
給付要件喪失年月日		
給付要件喪失理由	1 登別市外に転出のため 2 属する世帯に市民税課税者がいるため 3 介護保険法による要介護度が4又は5に該当しなくなったため 4 施設等に入院、入所又は居住したため 5 その他	

【添付書類】

- ・既に交付されている給付券（未使用のものに限る。）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

印

高齢者等介護用品給付廃止決定通知書

年 月 日付け 登 第 号で決定した介護用品の給付について、登別市高齢者等介護用品給付事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり廃止したので通知します。

記

廃止の理由

[]

教示

審査請求及び取消訴訟

この決定について不服のある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対し審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に登別市を被告として（訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- （1）審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問合せ先

登別市

住 所

登別市中央町6丁目11番地

電 話

